

# 平成29年5月定例総会

平成29年5月2日開催

## 議 事 録

土佐清水市農業委員会

## 平成29年度第2回土佐清水市農業委員会定例会議事録

1.開催日時 平成29年5月2日(火) 午前10時00分から11時15分

2.開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3.出席委員 (11人)

会長	4番	安田	芳秋
職務代理	8番	上野	清吉
	2番	岡崎	直正
	3番	横山	保幸
	5番	宮上	昌三
	6番	山本	美加
	7番	橋	なぎさ
	9番	弘田	好希
	10番	田邊	昌一
	11番	池	俊伸
	12番	中山	巖

4.欠席委員 (1人) 1番 谷岡 孝也

5.議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)

議案第2号 非農地証明の審議について(3件)

議案第3号 その他の件について

①次回開催日

②農地パトロール、先進地視察研修、農業者年金、その他

6.農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	二宮	真弓
事務局長補佐兼農林水産課長補佐	上田	統夫
事務局・農林水産課係長	濱田	三幸
事務局・農林水産課主幹	伊藤	紀明
事務局・農林水産課主幹	中山	真寿美

7.会議の概要

平成29年5月2日

議 長

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、5月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。

本日は、谷岡委員から欠席の連絡を受けております。

議事の前に先日農業委員会活動の一つとして田植えを行いました。事務局長から、一言お願いします。

事務局長  
(二宮)

先日はお忙しい中、多数の農業委員さんのおかげで田植えができました。子供たちも喜んでいました。ありがとうございました。田を水田にして下さった中山さん、苗を用意してくれた横山さんにはお世話になりました。

これからも稲刈りまで管理のほどよろしくお願いします。

議 長

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法3条の規定による許可の審議について(1件)

議案第2号 非農地証明の審議について(3件)

議案第3号 その他の件について

の審議についてお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として  
11番、池 委員 12番、中山 委員の2名を指名致します。

最初に、議案第1号 農地法3条の規定による許可の審議について(1件)を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局  
(上田)

それでは、農地法第3条の規定による許可の審議(1件)についてご説明します。(議案書に沿って説明)

議案書は1～4ページになります。まず1ページ、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。売買の土地は記載の通りで、下ノ加江長野です。3月定例総会で非農地申請が出ましたが、却下した土地になります。譲受人の土地の利用状況、農作業従事日数、農機具の保有台数は記載のとおりです。

2ページをご覧ください。譲受人の経営農地はすべて耕作されています。また、この土地は住居の近くの畑で、野菜・果樹の栽培を考えているとのこと。以上、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には

該当しないため、許可用件の全てを満たしていると考えます。  
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 　　ただ今の説明に関して、山本委員より補足説明がありましたらお願い  
します。

6 番 事務局長の説明した通りです。問題はないと思われまので、ご審議の  
山本委員 ほどよろしく申し上げます。

議 長 　　以上で事務局・担当委員の説明が終わりました。  
これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてか  
ら質問をお願いします。

3 番 山本委員さんの言われたように、問題ないと思います。  
横山委員

議 長 　　他にありませんか。  
・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

**議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)**をお諮りし  
ます。申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件は、許可といたします。

次に**議案第2号 非農地証明の審議(3件)**についてです。  
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは**議案第2号 非農地証明の審議(3件)**について、申請番号順にご  
(上田) 説明いたします。

申請番号1につきましては5から6ページをご覧ください。  
所有者は記載のとおりです。松尾の畑3筆、それぞれの面積が184㎡、  
372㎡、130㎡となっています。

申請地は昭和45年頃より耕作を放棄しており、現在に至っています。  
農地の復旧は困難であると思われま。

申請番号2につきましては、7から8ページをご覧ください。所有者は  
記載のとおりで県外に在住。浦尻の田1筆。129㎡です。平成元年に  
亡夫が相続により取得した時、土砂を入れ埋め立てをしてから駐車場と  
して利用してきました。今後の農地の復旧は困難であると思われま。

申請番号3につきましては9から10ページをご覧ください。  
所有者は申請番号2と同じです。記載のとおりで、浦尻の田1筆で面積が287㎡。昭和60年に亡夫の父が高齢のため耕作放棄したところ、竹や灌木が自然繁殖し山林化しています。今後の農地の復旧は困難であると思われます。

以上、非農地証明のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明に関連して、地区担当委員より補足説明がありましたらお願いします。

事務局(上田) 申請番号1につきまして、本日、谷岡委員は欠席であります。4月24日に現地を見て非農地であるとの判断をしました。

また、申請番号2、3につきましては、担当が安田委員のところ、私が中山委員と勘違いしてしまい、中山委員に見てもらいました。中山委員より補足説明をお願いしたいと思います。

12番中山委員 申請番号2については駐車場になっており、コンクリートをはがして農地に復旧することは現実には困難であると思います。

3については、写真のとおり山林化しており非農地と判断しました。

議長 以上で事務局・担当委員の説明が終わりました。  
これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

3番横山委員 申請番号1の、使用目的は？

事務局(上田) 荒れているので非農地にしたいとのことで、他の使用目的は特に聞いていません。

6番山本委員 日当たりはどうでしょうか。

事務局(上田) 日当たりはいいです。

議長 他に質疑はございませんでしょうか。  
・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

議案第2号 非農地証明の審議 3件 申請番号1、2、3をお諮りします。

申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって3件は、証明書を発行することといたします。

次に議案第3号 その他の件について です。

①の次回開催日についてです。

6月定例総会の開催日については

日 時:6月2日(金曜日) 午前10時から

場 所:土佐清水市役所 第1会議室といたします。

よろしいでしょうか。

～異議なしの声～

議 長

事務局より農地パトロール他の説明をお願いします。

事務局  
(上田)

今年度農地パトロールについてです。例年10月に行っていましたが、指導があり8月までにしなくてはなりません。先に配布しています5月の日程について、よろしいかどうかのご審議をお願いします。

6番  
山本委員

下ノ加江地区の22日は農作業で行けないかもしれない。他の日にして欲しい。

議 長

26日の下川口地区と変えたらどうでしょうか。

10番  
田邊委員

僕は大丈夫です。

2番  
岡崎委員

自分もいいです。

議 長

よろしいでしょうか。

～異議なしの声～

議長 それでは下ノ加江地区と下川口地区とを入れ替えることにします。

事務局 (上田) 次に6月の先進地視察研修です。事務局で研修先をお願いし6月最後の週といたしました。ただ、宇和島市が具体的な日の決定については連休明けにして欲しいとのことです。

ここで農業委員さんの都合が悪い日を教えて頂いて、後日、日を決めたいと思います。また、熊本県荒尾市の概要については資料のとおりとなっています。

3番 横山委員 6月29日はJA総代会がある。ここにいる委員も何人か行く必要があるのでそこは避けたほうがいい。

事務局 (上田) となると6月26～28日となります。

議長 その日でよろしいでしょうか。

～異議なしの声～

9番 弘田委員 行程はどのようになりますか。

事務局 (上田) JA観光と打ち合わせをしなければいけません。担当としては1日目は午前宇和島市、フェリーで九州に渡り、2日目に熊本県荒尾市と考えています。

事務局 (濱田) 続きまして、農業者年金のご説明いたします。まず資料の裏面をご覧ください。14名を今年度の加入推進対象者としております。高知県農業会議のほうにも報告します。

表面をご覧ください。平成29年度加入推進活動計画についてです。例年通りとなっております。よろしく申し上げます。

議長 これでよろしいでしょうか。農業会議でも加入推進について毎回話されていますので、加入推進についてよろしく申し上げます。

～異議なしの声～

事務局  
(濱田)

農業振興地振興計画の全体見直しについて農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

除外・編入についてご説明いたします。平成23年度に農振農用地の見直しが行われ、本来であれば平成28年度に見直しを行うべきでありましたが、国の方針が決まっていなかったためできませんでした。ただ個別案件として転用時に農振農用地から除外をしていました。また、非農地証明を取る時も除外が必要なことから申請から決定まで4～5ヶ月かかっています。28年度に見直しがあるとのことで、個別案件もそれに合わせようと保留にしていました。今後1～3年のうちのうちには公図を取って現地に行き、見直しをしなくてはなりません。

今回、個別案件で出てきているものを航空写真に照らし合わせて、27年度以降の利用意向調査から非農地となっているところは除外をし、また田の真ん中だけ農振農用地から漏れている場所も新たに編入をしたいと思います。

(スクリーンにて、下ノ加江地区～下川口地区まで、除外・編入を説明)

以上、説明した一覧表を後日発送します。見直しを大まかにしましたが除外が30筆、編入が7筆となります。

旧三崎小学校の上の部分について編入したらいいかどうか委員さんのご意見を頂きたいと思います。

議長

どうでしょうか。旧三崎小の上については。

7番  
橋委員

1筆以外は全て耕作しているので入れたらどうか。

12番  
中山委員

確かにこの1筆は農地として使えてない。

議長

どうでしょうか、編入することよろしいでしょうか。

～異議なしの声～

3番  
横山委員

農振農用地がとびとびになっている場所があるが、なぜか。

事務局  
(濱田)

指定するとき農振地域と農振農用地区域の2区分でしてきました。今でこそ航空写真で分かりますが、昭和40年代から始めてきて地番でしか管理ができなかったのが、漏れているところがあったと思われます。

議 長

他にありませんか。

無いようですので、最後にその他の件で何かございませんか。

無ければ、以上で定例総会すべての議事審議を終了とし、本日の会議はこれをもって閉会とします。